

江戸川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「一三、五〇〇円」を「一五、五〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

ひとり親世帯の生活を支援するため、本案を提出いたします。